



2019年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 山下 良則
(コード番号 7752 東証第1部)
問い合わせ先 広報室長 橋本 潔
電話番号 050-3814-2806

取締役等に対する株価条件付株式報酬制度の導入についてのお知らせ

当社は、2019年2月22日に開催された取締役会(以下、「本取締役会」という。)において、取締役等^(※1)を対象とした、新たな株価条件付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。

本制度の詳細については、後日開催する取締役会で改めて決議した上で、決定次第、お知らせいたします。なお、取締役を対象とする本制度の導入につきましては、本年6月下旬に開催予定の第119回定時株主総会に付議する予定であり、決定次第、お知らせいたします。

(※1)...取締役等とは、当社取締役、および当社と雇用契約を締結している執行役員等を指します。ただし、社外取締役、非執行取締役および監査役などの業務執行から独立した立場にある者は除きます。

記

(1) 現在における取締役報酬の基本方針と報酬体系

当社では、当社およびグループの株主価値の増大に向けて、中長期に亘って持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、取締役報酬を位置づけております。

現在の社外取締役と非執行取締役を除く当社取締役(以下、「当社取締役」という。)の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、および「中長期的な株主価値向上を反映する報酬」の3つの要素により構成されております。

基本報酬

経営監督の役割に対する報酬、および経営責任や役割の重さを反映する報酬により構成されております。

賞与

株主価値の向上や競争力強化に関わる重要指標である連結営業利益を基として決定された金額を踏まえて、報酬委員会でその支給可否を審議する仕組みとすることに加え、毎回の株主総会に付議し、株主からのご承認をいただくこととしております。

中長期的な株主価値向上を反映する報酬

株式取得目的報酬、および事業年度ごとの株価推移に連動して増減する金銭報酬(以下、「株価連動給」という。)により構成されており、長期に亘り株価に対する株主視点を共有し、株主価値向上へのインセンティブの一層の強化を図っております。

(2) 取締役報酬の見直し方針

当社取締役を対象に、株主の皆様との利益共有意識を強化するとともに、持続的な成長と適切な株主還元も含めた株主価値の向上へのコミットメントを示すことを目的として、透明性・公正性の高い株価条件付の株式報酬制度を実現するため、本制度を新たに導入します^(※2)。

具体的には、当社取締役に対する株価連動給を廃止し、本制度運用のために株式交付信託を導入します。

なお、本制度は、一定期間中における、当社の株価成長率とTOPIX(東証株価指数)成長率との比較結果に応じて、当社取締役に交付される株数が変動する設計とする予定であり、株式の交付時期は当社取締役の退任時とする予定です。

(※2)...当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役、非執行取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しており、同委員会において、本制度の導入について審議し、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性、および客観性を確保しております。

(3) 新たな取締役報酬設計(イメージ)

当社取締役に対して、金銭により支給される報酬の一部(株価連動給)を本制度による株式報酬へ変更することにより、株主の皆様との利益共有の強化を図ります。

基本報酬

経営監督の役割に対する報酬、および経営責任や役割の重さを反映する報酬により構成します。

賞与

株主価値の向上や競争力強化に関わる重要指標である連結営業利益を基として決定された金額を踏まえて、報酬委員会でその支給可否を審議する仕組みとすることに加え、毎回の株主総会に付議し、株主からのご承認をいただくこととします。

中長期的な株主価値向上を反映する報酬

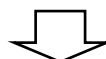
株主価値向上へのインセンティブの強化のため、株式取得目的報酬は継続します。

株式報酬

本制度による株式報酬とします。一定期間中における、当社の株価成長率と TOPIX(東証株価指数)成長率との比較結果に応じて、当社取締役へ交付される株数が変動する設計とする予定です。なお、取締役在任期間中に、会社に損害を及ぼす重大な不適切行為があった場合には、取締役会の決議等、必要な手続きを踏まえ、株式報酬の支給制限または返還要請を行うべく、いわゆるクローバック(報酬の返還)条項を織り込みます。

(現在の当社取締役報酬体系)

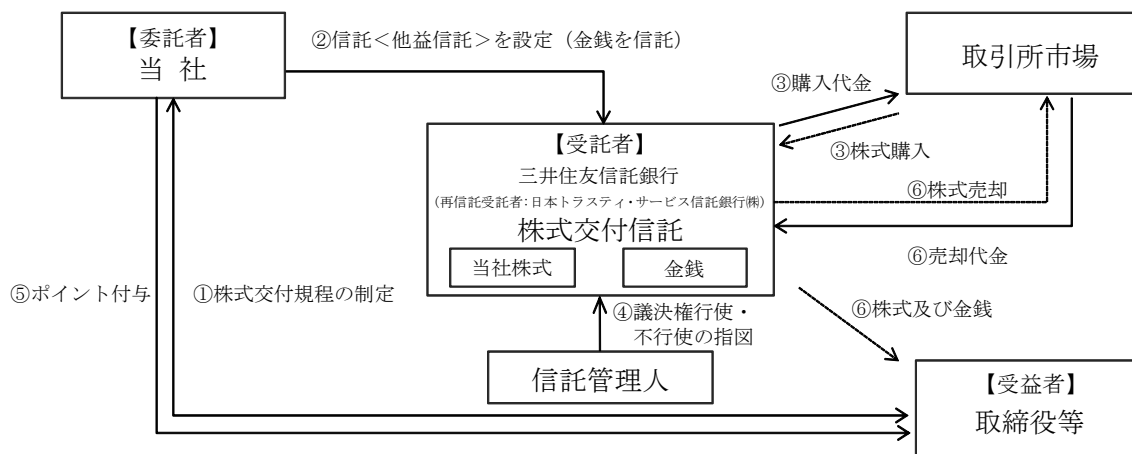
固定部分	業績連動部分	株価連動部分
金銭	金銭	金銭
基本報酬	賞与	株式取得目的報酬
		株価連動給



(新たな当社取締役報酬体系)

固定部分	業績連動部分	株価連動部分	
金銭	金銭	金銭	株式
基本報酬	賞与	株式取得目的報酬	株価条件付株式報酬

(4) 本制度の仕組み



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、a.当社取締役を受益者とした「役員向け株式交付信託」(他益信託)、および b.当社と雇用契約を締結している執行役員等を対象とする「執行役員等向け株式交付信託」(他益信託)を設定します(以下、a.と b.を併せて「本信託」という。)。その際、当社は受託

- 者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、当社取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。)を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法によります。)
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社および当社役員から独立している者とします。)を定めます。なお、「役員向け株式交付信託」内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。また、「執行役員等向け株式交付信託」内の当社株式については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行います。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

(ご参考)本信託に係る信託契約の概要

名称	役員向け株式交付信託	執行役員等向け株式交付信託
委託者	当社	
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者	当社と雇用契約を締結している執行役員等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社、および当社役員から独立した第三者を選定する予定	
議決権行使	信託の期間を通じて、信託内の株式に係る議決権は行使いたしません	信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)	

※ 上記内容は現時点での検討内容であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。

以上